



| | |
|---------|---------------------------|
| 自校事務だより | ★4号業務の提出をお願いします。(11/27まで) |
| | ★10月分出張伺の提出をお願いします。(11/8) |
| | ★年末調整申告書(11/19) |
| | ★ |
| | ★ |
| | ★ |

大丈夫ですか?? 確定申告

源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば、その源泉徴収税額が還付される場合があります。

対象となるのは以下のような方です。(※詳細は国税庁HPでご確認ください。)



- ★支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ☆住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ★一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ☆特定の改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人及び認定長期優良住宅の新築等を行った人で、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けようとする人



分からないことは、税務署または自校事務職員へお尋ねください。



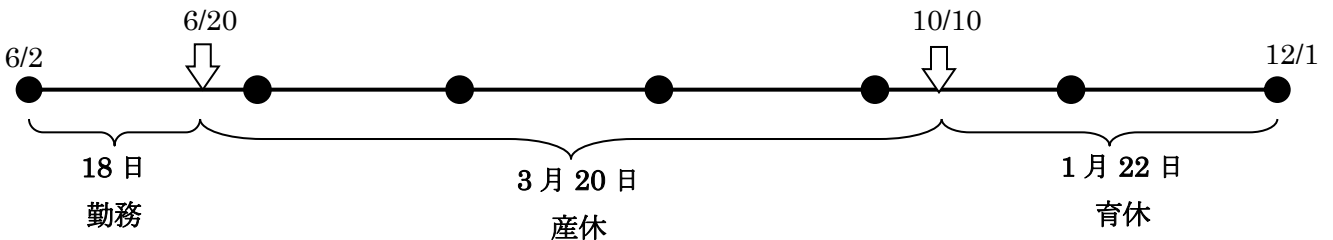
期末勤勉手当



今回の期末勤勉手当の支給月は12月です。

いずれも判定期間は、6月2日～12月1日となっています。期間率算定は以下のような方法です。

(例) 6月19日まで勤務し、20日から10月9日まで産休。10月10日から育休に入った場合。



期末手当・・・在職期間

在職期間 = 6月—(1月22日×1/2) = 5月4日 → 期間率 80% (支給される)

勤勉手当・・・勤務期間

勤務期間 = 6月—1月22日 = 4月8日 → 期間率 70% (支給される)

年末調整 昨年と比べて変わった点

1. 復興特別所得税を源泉徴収することとされました。

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

2. 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

3. 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

平成25年分 年末調整チェック表

| 区分 | チェック項目 | 区分 | チェック項目 | |
|--|---|--|--|--|
| 扶養控除等関係 | <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。 | 社会保険料控除関係 | <input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 本年中に控除対象配偶者や控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。 | | <input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 - 年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。 | |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか。 | | <input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書がありますか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。 | | 特定増改築等住宅借入金等特別控除関係 | <input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成10年1月1日以前生）となっていますか。 | | | <input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、扶養親族が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象配偶者等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。 | | | <input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。 |
| <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、扶養親族が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象配偶者等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。 | <input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。 | | | |
| 配偶者特別控除関係 | <input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。 | 集計関係 | <input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。 | | <input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収額の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。 | | <input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。 | |
| 生命保険料控除関係 | <input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。 | 税額計算関係 | <input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。 | | <input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や償戻しを受けた償戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。 | | <input type="checkbox"/> 年調年税額は100円未満を切り捨てたものとなっていますか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。 | | 納付関係 | <input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）に、税務番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）等が正しく印字（記載）されていますか。 |
| <input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書がありますか。 - 旧生命保険料…1契約の支払保険料が9,000円超のもの - 旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料 | その他 | <input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成しましたか。 | | |
| 地震保険料控除関係 | | <input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。 | <input type="checkbox"/> 来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。 | |
| | <input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書がありますか。 | | | |

